

離島等供給約款の変更届出

2026年3月5日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、2026年4月1日を実施日とする離島等供給約款^{※1}の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

離島等供給料金は、電気事業法により、当社エリアの小売電気事業者の小売料金と同程度の料金水準とすることが定められています。

このたび、当社エリアのみなし小売電気事業者^{※2}である北陸電力株式会社（以下、北陸電力）が、2026年4月1日から、高圧・特別高圧をご使用のお客さまに導入している市場価格調整単価の算定方法を見直すことを踏まえて、離島等供給約款の見直しを行いました。

1. 変更内容

当社エリアのみなし小売電気事業者である北陸電力の市場価格調整単価の算定方法の見直し^{※3}を踏まえ、離島等供給約款に係る供給条件を見直しました。

<平均市場価格の算定期間>

（現行）前月21日～当月20日までの期間

（見直し後）前々月24日～前月23日までの期間

<基準市場価格のプラス・マイナス調整基準値>

（現行）プラス調整 32円00銭、マイナス調整 8円00銭

（見直し後）プラス調整 29円00銭、マイナス調整 5円00銭

2. 実施日

2026年4月1日

以上

※1 離島等供給約款

離島等のお客さまに対し、電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款。

※2 みなし小売電気事業者

旧一般電気事業者の小売部門を引き継ぐ事業会社。

※3 北陸電力の市場価格調整単価の算定方法の見直し（2025年9月19日公表）

<https://www.rikuden.co.jp/press/attach/25091901.pdf>